

秋田県公報

目 次	ページ
告示	
○秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更 (五九〇・水産漁港課) ……………	1
○道路区域の変更及び供用開始(五九一・五九二・道路課) ……	2
○道路区域の変更(五九三・五九四・道路課) ……………	3
○開発行為に関する工事の完了(五九五・仙北地域振興局建設部) ……………	4
公告	
○土地改良区の役員の就任の届出(北秋田地域振興局農林部) ……………	4
○新たな土地改良事業施行の同意(雄勝地域振興局農林部) ……	4
○社会教育主事の認定(生涯学習課) ……………	4

告示

- 秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更
(五九〇・水産漁港課) …………… 1
- 道路区域の変更及び供用開始(五九一・五九二・道路課) …… 2
- 道路区域の変更(五九三・五九四・道路課) …………… 3
- 開発行為に関する工事の完了(五九五・仙北地域振興局建設部) …………… 4

公告

- 土地改良区の役員の就任の届出(北秋田地域振興局農林部) …………… 4
- 新たな土地改良事業施行の同意(雄勝地域振興局農林部) …… 4
- 社会教育主事の認定(生涯学習課) …………… 4

告示

秋田県告示第五百九十号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第十七号)第四条第七項の規定により、次のとおり秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定に基づき、公表する。

平成十九年十二月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

- 一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
- 1 本県の水産業は、昭和二十年代後半から五十年代にかけては生産量及び生産金額とも次第に増加傾向を続け、生産量では昭和五十年に三万四千トン、生産額では昭和五十二年に百四十億円とピークを示した。しかし、その後は減少傾向が続き、近年は減少傾向に歯止めがかかってはいるものの、依然

として低迷状況が続いている。

このような状況の中で、県北部沿岸、男鹿半島周辺及び県南部沿岸においては、依然として水産業が中核産業となっている地域も多く、地域振興のためにも水産業の発展を図っていく必要がある。そのため、海洋生物資源を適切に管理し、かつ、合理的に利用していくことが極めて重要な課題となっている。

2 本県沖合水域は、寒暖両流が交錯し多種類の魚介類が生息しているが、漁業生産構造において沿岸漁業を主体とした小規模経営体が大多数を占めることから多種少産傾向を示しており、複数の漁業種類間における漁場及び資源利用面での競合が見られるなどの問題点も多い。

一方、海洋生物資源の現状を見ると、我が国周辺水域においてはその多くが低水準、減少傾向にあることから、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くなってきた。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民、国民のニーズへの確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存及び管理措置を講じてきたところであり、その結果、アワビ等の地先資源を始め、近年ではハタハタに代表されるように広域回遊資源も含めた多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を推進するため、基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講ずることとする。

4 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講ずるため、第一種及び第二種特定海洋生物資源の採捕実績の確な把握に努めることとする。

5 漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、内容、当該資源を取り巻く環境等のより詳細な科学的データ又は知見が必要であるので、当該データの蓄積又は知見の進展を図るために、県水産振興センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

6 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推

進していくこととする。

7 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進していくこととする。

二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 平成十九年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

- (一) まあじ 平成十九年一月から十二月まで 若干
- (二) ずわいがに 平成十九年七月から平成二十年六月まで 二十四トン

2 平成二十年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

- (一) まあじ 平成二十年一月から十二月まで 若干
- (二) ずわいがに 平成二十年七月から平成二十一年六月まで 二十二トン

三 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について定められた数量に関し実施すべき施策に関する事項

1 まあじ 小型定置網漁業については、行使統数を維持するよう指導するとともに、漁獲量の把握に努めるものとする。

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

2 ずわいがに 小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業)とかご漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進し、資源の保存及び管理に努めるものとする。

四 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項

平成二十年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第二種特定	採捕の種類	漁獲努力

源		海洋生物資	類	海域	期間	量(隻日)
まがれい	小型機底 びき網漁 業(うち 手繰り第 一種漁 業)	秋田県地先 水面	かたい固 定式刺し 網漁業	秋田県地先 水面 (ただし第 二種共同漁 業権水域を 除く)	平成二十年 二月一日か ら平成二十 年三月三十 日まで	三千九十 九
	秋田県地先 水面	平成二十年 九月一日か ら平成二十 年十月三十 日まで	六百五十 一			

五 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項
 平成二十年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

源		第二種特定海洋生物資	類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
まがれい	小型機底 びき網漁 業(うち 手繰り第 一種漁 業)	秋田県地先 水面	かたい固 定式刺し 網漁業	秋田県地先 水面 (ただし第 二種共同漁 業権水域を 除く)	平成二十年 二月一日か ら平成二十 年三月三十 日まで	三千九十 九
	秋田県地先 水面	平成二十年 九月一日か ら平成二十 年十月三十 日まで	六百五十 一			

六 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項
 1 まがれい
 日本海北部のまがれいの資源回復を図るために、国が作成した「日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画」の着実

な実施を本県として実施する。
 また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。
 さらに、小型機船底びき網漁業(手繰り第一種漁業、及びかたい固定式刺し網漁業(第二種共同漁業権水域を除く))については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるように努めるものとする。
 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実を更に進めることとする。
 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

秋田県告示第五百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十九年十二月二十一日
 秋田県知事 寺田典城

道路の種類		旧新別	路線名	区間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
県道	新	旧	屋布沖田面線	上小阿仁村五反沢字蛇スコ岱二四番二から字堰根沢口七番三まで		四・〇〇〇〇一・八〇	〇・〇九六
		新	屋布沖田面線	A	B	四・〇〇〇〇一・八〇	〇・〇九六
						四・五〇〇〇七・八〇	〇・〇四九

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 供用開始の期日 平成十九年十二月二十一日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

- (二) 期間 平成十九年十二月二十一日から平成二十年一月九日まで

秋田県告示第五百九十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十九年十二月二十一日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	道路の種類		路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
			屋布沖田面線	上小阿仁村五反沢字五反沢五〇番地先から五七番地先まで	六・〇〇〇〃一四・八〇	〇・〇九三
			屋布沖田面線	"	六・〇〇〇〃二四・〇〇	〇・〇九三

二 供用開始の期日 平成十九年十二月二十一日
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十九年十二月二十一日から平成二十年一月九日まで
 (一) 場所 建設交通部道路課

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十九年十二月二十一日
 秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
			高岡追分線	秋田市金足鳩崎字三十刈三番九地先から金足小泉字三草川谷地七番一地先まで	四・六〇〇〃一・四〇	〇・四一四
			高岡追分線	秋田市金足鳩崎字三十刈三番九地先から金足小泉字三草川谷地七番一地先まで	一・〇〇〇〃一・四〇	〇・四一四
			高岡追分線	"	一・〇〇〇〃三二・〇〇	〇・四〇八

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十九年十二月二十一日から平成二十年一月九日まで
 秋田県告示第五百九十四号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十九年十二月二十一日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	道路の種類		路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
			野崎十文字線	横手市十文字町十五野新田字増田道東一〇八番三から一四五番五まで	一・二・〇〇〇〃二一・〇〇〇	〇・〇四〇
			野崎十文字線	"	一・二・〇〇〇〃二一・〇〇〇	〇・〇四〇

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十九年十二月二十一日から平成二十年一月九日

まで

秋田県告示第五百九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十九年二月二十七日付け指令仙建一五二一四で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十九年十二月二十一日

秋田県知事 寺田典城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山梨県南巨摩郡南部町万沢一万四百七十六番地

有限会社峡南観光開発 代表取締役 伊藤 留吉

二 開発区域に含まれる地域の名称

仙北市角館町北野七十一番一、七十一番二、七十二番一、七十三番一、七十三番二、七十四番、七十五番、七十六番、七十九番一、八十番一、八十一番一、八十一番二、八十七番、八十八番、八十九番一、八十九番二、九十番一、九十番二、九十番三、九十番四、小勝田鶴ノ崎五十七番三、五十七番四、五十七番五、五十七番八、五十七番九、五十七番十及び法定外公共用財産(水路の一部)

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、大館市南土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十九年十二月二十一日

秋田県知事 寺田典城

一 就任理事の住所及び氏名

大館市池内字池内九十四番地

榎崎字上宅地三十六番地

比内前田字前田二十五番地

餌釣字屋敷五番地一

赤石字大道添二番地

本宮字八兵工倍九十六番地三

杉沢字屋布二十三番地

比内前田字前田三十七番地一

本宮字熊ノ下六番地

大子内字三ツ梨六十一番地一

山館字羽立二十三番地

戸田 達雄
虻川 久美
加賀谷敬孝
兜森 久
加賀谷 久
富樫 安民
武田 重悦
芳賀 良一
富澤 寿
斎藤 良作
菅原 利雄

大館市小館町三番地十四

池内字池内二十六番地

根下戸町十番地六

榎崎字大堀宅地四番地

板沢字屋布七十七番地

榎崎字沢頭七番地

就任監事の住所及び氏名

大館市出川字上野三十一番地六

根下戸字下袋百三十六番地

比内前田字平馬下段九十四番地一

伊藤 博
畠山 俊成
石田 健一
虻川 久男
富樫 英悦
富樫 久男
虻川 真一
虻川 助司
田中 晃一
芳賀 佐助

秋田県知事 寺田典城

教育委員会公告

社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の四第四号の規定により、次の者を社会教育主事の資格を有する者として認定したので、社会教育主事の資格の認定に関する規則(昭和二十五年秋田県教育委員会規則第七号)第三条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十九年十二月二十一日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

一 現住所 秋田県横手市雄物川町沼館字宮ノ目二十七番地

の 一

二 氏 名 佐々木 浩之

三 生年月日 昭和四十五年九月九日

四 認定年月日 平成十九年十二月三日

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
Email: matsubara@natsubara-insu.co.jp

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄